

2022年12月21日

一般社団法人衛星放送協会
スカパー J S A T株式会社

令和4年12月17日からの大雪により 被害を受けられた方々への視聴料等の免除について【第3報】

令和4年12月17日からの大雪により被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CSなど衛星放送事業に関わる75社が組織する一般社団法人衛星放送協会(事務局:東京都港区、会長:小野直路)とスカパー J S A T株式会社(本社:東京都港区、代表取締役 執行役員社長:米倉英一)は、令和4年12月17日からの大雪による災害により、12月19日、20日に災害救助法が適用された新潟県の4市において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域 (注) 下線は第3報の追加適用分

【新潟県】

長岡市	(ながおかし)
柏崎市	(かしわざきし)
小千谷市	(おぢやし)
<u>魚沼市</u>	<u>(うおぬまし)</u>

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料(スカパー!の月額視聴料、PPV視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。)、月刊ガイド誌料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル
TEL: 0120-085-550 (10:00~20:00、無休)

以上

* 報道関係からのお問い合わせ先: スカパー J S A T株式会社 広報・IR部
TEL: 03-5571-7600 FAX: 03-5571-1760 E-mail: pr@sptvjsat.com